

施 工 条 件 の 明 示

千葉県企業局施設整備センター

工事番号 施浄修 8・9 第 2 号

工 事 名 誉田給水場 4 号配水池内面補修工事

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 本工事は、全工種とも昼間施工である。 2. 誉田給水場（以下「当场」という。）内で施工する他工事と競合する場合には、工程調整等の協議を十分行い工期内完成に努めること。 3. 配水池の水抜きについては、施設管理者である誉田給水場（以下、「施設管理者」という。）が実施するものとし、水抜依頼から約 1 ヶ月で完了を見込んでいる。但し、水運用上の都合により、時期が前後する可能性があるため、臨機応変に対応すること。詳細な日程については監督員より別途通知する。 4. 入退場の時間については、平日の日中（8：30～17：00）とし、土・日曜日及び祝祭日並びに年末年始の休日期間中は、原則作業は行わないものとする。工程上やむを得ない場合は、施設管理者と協議のうえ、承認を得られれば、その都度作業日を設けることとする。 5. コンクリート表面処理工、ひび割れ補修工（低圧注入工法）、防食工及び足場工については、2 班体制により施工することを前提としているが、工期算定上の仮定条件であり、実際の施工方法を制限するものではない。
用地関係	1. 工事用資機材の保管及び仮置きに用いる土地として、当场内を使用することができるものとするが、現場着手前に場所、期間、保管方法等を明記した配置計画図を提出し、施設管理者の許可を得ること。 2. 現場事務所や仮設トイレの設置を要する場合は、事前に設置場所・期間等を明記した配置計画図を提出し、施設管理者の許可を得なければならない。 3. 周辺管理道路の機能を損なうことなく、最小限のスペースで資材及び作業管理を行うこと。 4. 揚重機や濁水処理機等の設置場所については、施設管理者と協議のうえ決定する。
公害対策関係	1. 排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用すること。 2. 建設機械の使用に当たっては、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、振動規制法等の関係法令を遵守し、低騒音、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用すること。

安全対策関係	1. 水道工事標準仕様書（千葉県企業局）並びに関係法令を遵守し施工すること。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し施工すること。 3. 当场においては、当场入口への交通整理員の配置は求めないが、各作業において、受注者の責により交通整理員の配置要否について判断し、適切に対応すること。 4. 高所作業については労働安全衛生規則等の規定に基づき、適切な安全対策を講じること。 5. 閉鎖空間での作業となる場合は、作業の安全を確保するために必要となる換気設備等を設置し適切な安全管理を行い、酸素欠乏等の防止を図ること。 6. その他工事表示板・規制看板等の標識類は、現場状況に応じて設置すること。また設置する場合は既存施設の運用に支障のないように設置すること。
仮設備関係	1. 仮設は任意仮設とし、受注者の責により、十分検討の上、設置すること。 2. 監督職員事務所の設置は必要としない。 3. 工事用水は使用方法、使用期間、想定される月間使用水量・総使用量等を記載した計画書を添付した上で届出を行い、施設管理者の許可を得て使用できることとする。なお、使用する際は受注者により計量器を設置し、月間使用水量を監督職員へ報告すること。 4. 工事電源は当场の電源は原則使用できない。
産業廃棄物関係	1. 別添「建設副産物に関する特記仕様書」に基づき、指定処分業者に委託処理すること。また、関係法令を遵守すること。 2. 工事に伴い発生する処理水は仮設排水処理設備を設けて中和・凝集処理等を行い、一般排水として可能な水質であることを確認してから排水すること。
工事支障物件関係	1. 工事に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに支障物件等が発見された場合には、管理者と立会等を行い、必要な措置を講じること。
その他	1. 稼働中の給水場内に立ち入る工事関係者は、水道法第21条に規定する健康診断（1年毎の細菌検査）を実施し、結果を監督職員に報告すること。なお、保菌者は水道施設内での業務に携わることはできない。 2. 苦情が発生した場合は誠意をもって対応するとともに、監督職員に遅滞なく報告すること。 3. その他必要な事項については、監督職員と協議すること。